

★労働時間の適正な把握のためのガイドライン

厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を公表。

1. 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示・黙示の指示により労働者が業務に従事する次の時間は労働時間である。

- ①業務に必要な準備行為(着替え等)や業務終了後の後始末(清掃)の時間
- ②待機時間(手待時間)
- ③業務上必要とされる研修など使用者の指示で業務に必要な学習等を行う時間

2. 使用者が講ずべき措置

使用者は、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録**すること

①原則的な方法

- ・使用者が**自ら現認**することにより確認すること
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の**客観的な記録を基礎**として確認し、適正に記録すること

②やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ・自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用ガイドラインに基づく措置等について、**十分な説明を行うこと**
- ・自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には、**実態調査を実施**し、所要の労働時間の補正をすること
- ・使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等**適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならない**こと。さらに36協定の延長できる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが労働者等において慣習的に行われぬか確認すること

○賃金台帳の適正な調整

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

★遺族年金の男女差 合憲

労災で配偶者を亡くした場合の遺族補償年金をめぐり、憲法違反かどうか争われた訴訟の判決が最高裁で「合憲」と出た。

原告の男性は、中学の教員だった妻(51歳)が、ストレスにより発症したうつ病で自殺し、労災認定されたが、夫が55歳以上でなかったため「遺族補償年金」を受け取れなかった。

判決の理由は、男女間の賃金格差により「夫を亡くした妻の方が、独力で生計を維持できなくなる可能性が高い」と指摘し、不合理な差別ではないとした。この判決に対し、男性は「男女平等の流れに反する」と批判した。

【遺族補償年金】

| | |
|-----------|--|
| 妻死亡 ⇒夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・妻死亡時に夫が55歳以上の場合に受給資格ができる。(実際に支給開始されるのは60歳になってから) ・夫が55歳以上でなければ原則として遺族補償年金支給対象外となり、一時金(平均給与の1000日分)を受け取る。 |
| 夫死亡 ⇒妻 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に関係なく受給できる ・家族の人数に応じて平均給与額の153～245日分を毎年受け取れる。 |

★積卸予約制で待機時間減

国土交通省は、トラック運送業者と荷主向けに「生産性向上方策に関する手引き」を作成した。長期化している荷待ち時間の削減や、運転以外の積卸作業の効率化などの進め方を提示している。

人手不足が深刻化するなか、良質な運送サービスの提供に向けて生産性を高める取組を促進するのが狙い。どうかご参考にしてください。



すみれ